

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

《申請に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所**福祉会館5階**です。
- 2 申請書類の受付は、**完全予約制**ですので、必ず事前にご連絡ください。
- 3 申請手数料は**現金**で**即日納付**となりますので、忘れずにご持参ください。
※納付先は、岡崎市役所指定金融機関出張所(岡崎市役所東庁舎3階)になります。
- 4 郵送での受付は行っておりませんので、窓口**に直接**お越しください。
- 5 申請に必要な部数は**2部**です。うち1部はコピーで結構です。
- 6 一覧表の下に記載された注1) から注6) までを必ず確認してください。

No.	添 付 書 類		新 規	更 新	変 更
1	事業計画の概要 を記載した書類	様式第六号の2第1面	●	△	●
		様式第六号の2第2面	●	●	●
		様式第六号の2第3面	●	△	●
		様式第六号の2第4面	●	△	●
		様式第六号の2第5面	●	△	●
2	車両に関する書類	① 様式第六号の2第6面	●		△
		② 車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項。他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。)	●		△
		③ 車両に関するその他の書類※ ※…受付後の書類審査時に要求する場合があります。	△ (※2)	△ (※2)	△ (※2)
		④ 様式第六号の2第7面	●		△
3	事務所付近の見取図		●		
4	(特別管理) 産業廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証の写し※ ※ 受付時に原本照合を行いますので、 原本 を必ず持参してください		●	●	●
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第六号の2第8面)		●	●	●
6	金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△	△	△
7	法人	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※、株主資本等変動計算及び個別注記表 ※ 損益計算書中に、販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価などが一式計上されている場合、その内訳書を含む。	●	●	●
		直前3年の法人税の納税証明書(その1 納税額等証明用) 《注4参照》	●	●	●
		直前3年の各事業年度の確定申告書の写し(別表1(1)、別表2及び別表4)※ ※ 別表2については、直前1年のみ ※ 修正確定申告している場合、修正確定申告書の写しを含む。 ※ 更正決定通知を受けている場合、当該通知書の写しを含む。	●	●	●
	個人	資産に関する調書(様式第六号の2第9面)及びその内容を証する書類※ ※ 金融機関が発行する残高証明書(原本)、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等(原本)、直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表)など	●	●	●
		直前3年の所得税の納税証明書(その1 納税額証明用)※ 《注4参照》 ※ 給与所得者の場合は、納税証明書が添付できない理由書(任意様式)及び源泉徴収票の写し	●	●	●
		直前3年の各事業年度の確定申告書の写し(1面)※ ※ 修正確定申告している場合、修正確定申告書の写しを含む。 ※ 更正決定通知を受けている場合、当該通知書の写しを含む。	●	●	●

No.	添付書類			新規	更新	変更	
8	中小企業診断士の経営診断書	法人	<積替保管を含まない場合> (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満、かつ、直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にマイナスである。 イ 債務超過、かつ、直前3年間の経常利益の平均値がマイナス、かつ、直前の経常利益がプラスである。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 <積替保管を含む場合> (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にマイナスである場合を除く。) ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△	
		個人	<積替保管を含まない場合> (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 <積替保管を含む場合> (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。 イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△	
9	法人	定款又は寄附行為※ ※ 原本と相違ない旨を記入し、原本証明をしてください。			●	●	●
		法人に関する登記事項証明書(旧:商業登記簿) 《注4参照》			●	●	●

No.	添 付 書 類		新 規	更 新	変 更
10	法人	次に掲げる者の、『 住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）』 《注4、注5参照》 ① 法第14条第5項第2号ニに規定する役員 ② 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者※ ③ 政令第6条の10に規定する使用人 ※ 株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書（旧：商業登記簿）	●	●	●
	個人	次に掲げる者の、『 住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）』 《注4、注5参照》 ① 申請者 ② 政令第6条の10に規定する使用人 ③ （申請者が未成年の場合）法第7条第5項第4号チに規定する 法定代理人 ※法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し	●	●	●
11	誓約書（ 様式第六号の2第10面 ）		●	●	●
12	申立書		●	●	●
13	積替え又は保管に関する書類 （積替え又は保管を含む場合に限る。）	① 積替保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管計画書及び当該施設付近の見取図	●		△
		② 当該施設を設置する土地の登記事項証明書（申請者が土地の所有権を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類（土地の賃貸借契約書の写しなど）を含む。）※ 《注4参照》	●		△
		※ 当該施設を屋内（建物内）に設置する場合、建物の登記事項証明書（申請者が建物の所有権を有しない場合、使用権原を有することを証する書類（建物の賃貸借契約書の写しなど）を含む。）を含む。			
		③ 公図（当該施設の位置を記載してください）の写し	●		△
		④ 施設を設置する土地の隣接地所有者の承諾書（任意書式）※ ※ 公道等を挟んでいる土地については不要	●		△
		⑤ 規制法令の確認状況票（ 様式あり ）	●		△
		⑥ 他法令により規制を受ける場合、関係法令の許可書等の写し	△		△
14	P C B 廃棄物の運搬に関する書類 （特別管理産業廃棄物収集運搬業でP C B 廃棄物を運搬する者に限る。）	環境省 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン参照			
		① 運搬容器の写真及び構造図（仕様書を含む。） （例：漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ）	●	●	△
		② 荷役設備の写真及び構造図（仕様書を含む。） （例：フォークリフト、クレーン付車両など）	●	●	△
		③ 運搬車両への固定方法を記載した書類、運搬車両への固定状況を示す写真	●	●	△
		④ G P S システムの写真（車内に備え付けられている状況のもの）、仕様書（カタログを含む。）及び契約書の写し	●	●	△
		⑤ 応急措置設備・器具リスト（保護衣等、回収用具等、消化設備等、連絡設備・器具（携帯電話・無線・G P S）、緊急時対応マニュアル）の一覧表及びそれに付随する写真、図面及び関係書類	●	●	△
		⑥ 業務従事者の一覧及びP C B 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会修了証の写し※ ※ 修了証の写しについては作業従事者全員の原本証明をしてください。	●	●	△

- 注1) ●…必ず添付が必要なもの △…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの
- 注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。
- 注3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規及び変更）の一部（積替え、保管又は分別する施設の面積が、それぞれ 100 m²以上になる場合）に当たっては、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例の規定に基づき、市長との協議が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。また、岡崎市に初めて更新又は変更申請を行う場合は、必要添付書類について事前にご相談ください。
- 注4) “土地、建物又は法人の登記事項証明書”、“法人税又は所得税の納税証明書”及び“住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。）”は公的機関から発行された**原本**、かつ**発行日から概ね3カ月以内のもの**をご提出してください。
- 注5) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますので御注意願います。